



〔本号末尾に掲載〕

○堀内国務大臣 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

おり、大きな潜在能力が存在しております。このため、大学等における技術に関する研究の成果を民間事業者へ移転し、産業界において有効に活用を図ることは、新たな事業分野の開拓及び産業の技術力の向上につながる重要な取り組みである。

お術の向ふはとて極めて重要である。既製の問題である経済構造改革の強力を推進に大きく寄与するものであります。また、こうした技術移転は、大学等にとっても産業界からの情報や資金の還流等を通じて研究活動の活性化が図られる点で有益であり、一層の推進が図られることが期待されております。

以上のよう観点から、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転を促進するための所要の措置を講ずるため、今般、本法律案を提案した次第であります。

第一に、大学における技術に関する研究成果を民間事業者に効率的に移転する特定大学技術移転事業を実施する者に対する政策的支援であります。具体的には、特定大学技術移転事業の実施計画の承認を受けた者に対し、産業基盤整備基金から助成金交付、債務保証等の措置を講ずることにしておられます。

としておりま  
第二に、大学における研究成果を活用する中小企業者への支援があります。特定大学技術移転事業を通じて大学における技術に関する研究成果の移転を受け、その成果を活用する中小企業者に対し、中小企業投資育成株式会社による出資の特例を講ずることとしております。

第二に、国の研究成果を民間事業者へ移転する事業者に対する支援であります。国立大学及び国の試験研究機関における技術に関する研究成果に

ついて、国から特許権等の譲渡を受けて民間事業者への移転を行う認定事業者に対し、国から譲渡を受けた特許権等に係る特許料等の納付義務を免除し、国の研究成果の普及を促進することとしておりります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます。  
ようお願い申し上げます。

国際的な大競争時代が到来する中で、我が國が  
種々の活力を維持していくには、技術革新の  
きまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上  
げます。

技術開発の成果に対して十分な権利保護を、で  
きる限りの方法を講じてまいります。また、新規事業の  
進展を支え、新たな競争力の源泉を確保していく  
ことが不可欠であります。そのためには、独創的  
な技術開発の実現と、それを確実に保護するための  
法的手段の確立が、最も重要な課題となります。

る限り早期に、かつ簡便な手段で与え、成果の活用、新たな知的創造活動の促進を図ることが重要なととなつております。

本法律案は、かかる情勢を踏まえ、特許法その他の工業所有権関係法律について、権利保護の強化、早期保護の実現並びに出願人と権利者の利便化

性の向上及び負担の軽減を図るための所要の改正を行ふものであります。

次に、本法律案の要旨と御説明申上申します。所有権譲会より特許法等の改正に関する答申が提出されており、本法律案はこの答申を踏まえた内容となっております。

第一は、特許権等の権利の保護の強化を図るために、損害賠償制度の見直し等を行うものであります。具体的には、長害行為による権利者の損害に付ける

ついて適正に補てんが行われるよう、損害賠償額の算定方式を見直し、賠償額の立証の容易化を行うとともに、侵害に対する抑止力を高めるため、

法人により侵害が行われた場合の罰金の引き上げ等を行うものであります。

れにて散会いたし

午後零時十八分散会

## 大学等における技術に関する研究成果の民間化

事業者への移転の促進に関する法律案  
大学等における技術に関する研究成果の民  
間事業者への移転の促進に関する法律

**第一条** この法律は、大学、高等専門学校、大学  
共同利用機関及び国の試験研究機関における技

術に関する研究成果の民間事業者への移植の促進を図るための措置を講ずることにより、新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上並びに大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び民間研究機関における研究活動の活性化を図り、もって我が国産業構造の転換の円滑化、国民経済の健全な発展及び学術の進展に寄与することを目的とする。

**第二条** この法律において「特定大学技術移転事業」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法）

法律第二十六号) 第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号) 第九条の二第一項に規定する

大学共同利用機関をいう。以下同じ。)における技術に関する研究成果(以下「特定研究成果」という)について、特定研究成果に係る特許



育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(学術の応用に関する研究についての配慮)

第九条 文部大臣は、特定研究成果の民間事業者への移転の促進に資するため、大学における学術の応用に関する研究の進展が図られるよう必要な配慮をするものとする。  
(大学と民間事業者との連携協力の円滑化等)

第十条 文部大臣及び通商産業大臣は、特定研究成果の民間事業者への移転を促進するため、研究開発に関し、大学と民間事業者との連携及び協力を円滑になさるよう努めるものとする。

この場合において、大学における学術研究の特性に常に配慮しなければならない。  
2 文部大臣及び通商産業大臣は、民間事業者が特定研究成果を活用するために必要な知識及び技術の習得を促進するための施策を効果的に推進するよう努めなければならない。

(関連施策の推進)  
第十一条 通商産業大臣は、特定研究成果の活用において中小企業者が果たす重要な役割にかんがみ、研究開発、特定研究成果の活用に関する情報の提供その他の関連施策を効果的に推進するよう努めるものとする。

(特許料の特例等)  
第十二条 国立大学（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて国が設置するもの並びに国立学校設置法第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この条において同じ。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る国有の特許権を若しくは特許を受ける権利又は国有の実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用実施権の設定用実施権の設定その他の行為により、当該研究結果の活用を行お

成の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者は、文部大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。  
一 当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。  
二 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案を自ら実施するものでないこと。

三 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案に関する情報の提供において特定の民間事業者に対する不当な差別的取扱いをするものでないことその他当該事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

4 特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第百七条第二項の規定は、次に掲げる特許権であつて当該認定事業者に属するものに準用す

べきときは、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。

5 前項に規定する特許権及び第三項の規定によ

る特許権又は第三項の規定によ

る特許権又は第三項の規定

特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利、同項の認定を受け

者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附  
見

(施行期日)

第一条 この法律は公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四

許権であつて当該認定を受けた者に属するものに準用する。

第九項までの規定は、第一項の認定を受けた者

基金に対し、この法律の施行の日から起算して  
一ヶ月を超過する間を限り、二つ持つ

一月を経過した日までの間に限り、その持分の  
払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、十三箇月を請求期間として同一の規定によつて算定する。

は、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかるらず、当該持分に係る出資額に相当する金

額により払戻しをしなければならない。この場

合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

### (罰則に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (文部省設置法の一部改正)

**第四条 文部省設置法**（昭和十四年法律第二百四  
十六号）の一部を次のよう改正する。

第五条第四十六号の次に次の「号を加える。

四十六の二 大学等における技術に関する研究  
究成果の民間事業者への移転の促進に関する

（平成十年法律第 二号）の施行

（通商三監督官署主）（一郎文三）  
に關する」と。

(通商産業省設置法)一  
第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第

（一百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の二の次に次の二号を加え  
る。

## 二十七の四 大学等における技術に関する研

究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第 号）の施行

第一類第九号 商工委員会議録第六号 平成十年四月一日

第一項において同じ」を加える。

第一百二条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「通常」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第一百七条第一項の表第十年から第十二年までの項中「第十二年まで」を「第二十五年まで」に改め、同表中第十三年から第十五年までの項、第十六年から第十八年までの項、第十九年から第二十一年までの項及び第二十二年から第二十五年までの項を削り、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の特許料は、特許権が国と国外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する特許料の金額に国外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国外の者がその額を納付しなければならない。前項の規定により算定した手数料の金額に前項の規定により算定した手数料の金額に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

4 前項の規定により算定した手数料の金額に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

5 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

6 第百八十四条の十第一項中「通常」を削る。

第一百八十六条第一号中「外国語要約書面」の下に「若しくは特許出願の審査に係る書類」を加え、同条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第百二十三条第一項若しくは第百二十五条の二第一項の審査又はこれらの審査の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第一条第四項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの

四 個人の名譽又は生活の平穏を害するおそれがあるもの

2 特許庁長官は、前項第一号から第四号までに掲げる書類について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

3 第百九十三条第二項第六号中「若しくは確定審決」の下に「特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。」を加え、同項第九号中「確定判決」の下に「（特許権の設定の登

切り捨てる。

第一百三十二条第二項ただし書中「ただし、の下に「第一百二十三条第一項の審査以外の審査を請求する場合における」を加える。

第一百八十四条の五第一項中第一号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「国際出願日」を「国際出願番号」に改め、同号を同項第三号とする。

三百三号を第二号とし、同項第四号中「国際出願日」を「国際出願番号」に改め、同号を同項第三号とする。

録又は出願公開がされたものに限る。」を加える。

第一百九十五条第一項第四号から第七号までの規定中「第一百八十六条」を「第一百八十六条第一項」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 特許権又は特許を受ける権利が国と国外以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国外の者が自己の特許権又は特許を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかるわらず、これらに規定する手数料の金額に國以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、國以外の者がその額を納付しなければならない。

6 第十条第三項ただし書中「並びに第四十三条第一項及び第二項」を「及び第四十三条第一項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項又は第二項の規定による出願の変更をする場合における次条第一項において準用する特許法第四十三条第二項（次条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

5 特許出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その特許出願は、第三項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その特許出願について特許法第三十九条第二項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

第八条第二項中「並びに意匠法」を「意匠法」に改め、「第三十一一条第一項」の下に「並びに商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第二十九条並びに第三十三条の二第三項及び第三十三条の三第三項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第一百九十六条第一項を削る。

第二百一一条中「第一百九十六条第一項、第一百九十七条又は第二百九十八条」を「第二百九十七条又は第二百九十八条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に對し」を「に對して当該各号で定める罰金刑を、その人に對して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第百九十六条 一億五千万円以下の罰金刑

二 第百九十七条又は第二百九十八条 各本条（実用新案法の一部改正）

第一項実用新案法（昭和三十四年法律第百二十号）の一部を次のよう改止する。

二 第百九十七条第一項中第二号を削り、第二号を第一項中「第六項」を「第七項」に号とする。

3 第七条第四項中「特許出願が」の下に「放棄され」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

4 第百九十三条第二項第六号中「若しくは確定審決」の下に「（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。」を加え、同項第九号中「確定判決」の下に「（特許権の設定の登

改める。

5 特許出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その特許出願は、第三項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その特許出願について特許法第三十九条第二項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

第六項第一項中第二号を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第十二条第一項中「第六項」を「第七項」に改める。

5 特許出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その特許出願は、第三項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その特許出願について特許法第三十九条第二項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

第六項第一項中第二号を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第十二条第一項中「第六項」を「第七項」に改める。

5 特許出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その特許出願は、第三項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その特許出願について特許法第三十九条第二項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、その譲渡した物品の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、実用新案権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、実用新案権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を実用新案権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第二十九条の三第一項ただし書中「第六項」を「第七項」に改める。

第三十一条第一項中「第十五条第一項」を「第十五条」に改め、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に二項を加える。

3 第一項の登録料は、実用新案権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第二十七条第一項第二号中「第六項」を「第七項」に改める。

第四十八条の五第一項中第一号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「国際出願日」を「国際出願番号」に改め、同号を同項第三号とし第六項までを二項ずつ繰り下げる、第三項の次

に次の二項を加える。

4 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国と国以外の者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第五十六条第二項を削る。

第六十一条中「第五十六条第一項、第五十七条又は第五十八条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対し、」を「対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対し」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十六条一億円以下の罰金刑  
二 第五十七条又は第五十八条 各本条の罰金刑

（意匠法の一部改正）

第三条 意匠法（昭和三十四年法律第二百一十五号）

の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「物品」の下に「（物品の部

分を含む。第八条を除き、以下同じ。」を加え、

「起させる」を「起こさせる」に改める。

第三条第一項中「において広く知られた」を

「又は外国において公然知られた」に、「基いて」を「基ついて」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十四条第一項第四号から第七号までの規定中「第一百八十六条规定」を「第一百八十六条规定」に改め、同条中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げる、第三項の次

意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかる

わらず、意匠登録を受けることができない。

第四条第一項及び第二項中「前条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に改める。

第五条に次の二号を加える。

三 物品の機能を確保するために不可欠な形

状のみからなる意匠

第六条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「基いて」を「基づいて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附する」を「付する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「現わす」を「現す」に改め、同項を同条第七項とする。

第八条 同時に使用される二以上の物品であつて通商産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

第九条第三項中「取り下げられ、又は却下されたとき」を「放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき」に改め、同項に次の二項を加える。

ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

第九条の二中「及び第三項」を削る。

第十条を次のように改める。

（関連意匠）

第十一条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠

（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、本意匠の意匠登録出願の日（第十五条において準

用する特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主

張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にプラッセ

ルで、千九百十一年六月一日にワシントンで、千九

百三十四年六月一日にロンドンで、千九百五十八年十月三十日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正

された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条

A(2)の規定により最初の出願と認められた出

願の日。以下この項において同じ。）とその関連意匠の意匠登録出願の日とが同日である場合に限り、第九条第二項の規定にかかる

2 前項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができる。

3 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠につ

いては、第九条第二項の規定は、適用しない。

第十条の二第二項ただし書中「（昭和三十四年法律第二百一十一号）」を削る。

第十二条及び第十三条の前見出しを削る。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

4 第二項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、もとの出願は、取り下げたものとみなす。

第十五条第一項中「、第四十三条」を「、第

四十三条第一項から第四項まで」に改める。

第十七条第一号中「第三条」の下に「、第三

第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠

（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、本意

匠の意匠登録出願の日（第十五条において準

用する特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主

張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出

願若しくは千九百年十二月十四日にプラッセ

ルで、千九百十一年六月一日にワシントンで、千九

百三十四年六月一日にロンドンで、千九百五十八年十月三十日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正

された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条

A(2)の規定により最初の出願と認められた出

願の日。以下この項において同じ。）とその

関連意匠の意匠登録出願の日とが同日である場合に限り、第九条第二項の規定にかかる

2 前項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができる。

3 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠につ

いては、第九条第二項の規定は、適用しない。

第十条の二第二項ただし書中「（昭和三十四年法律第二百一十一号）」を削る。

第十二条及び第十三条の前見出しを削る。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

4 第二項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、もとの出願は、取り下げたものとみなす。

第十五条第一項中「、第四十三条」を「、第

四十三条第一項から第四項まで」に改める。

第十七条第一号中「第三条」の下に「、第三

条の二」を加え、「第八条第二項」を「第八条」に改め、「第十一条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第三号中「みだしていいない」を「満たしていない」に改める。

第二十条第三項第四号中「添附した」を「添付した」に改め、同項に次の二号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項の意匠権を除く。」を加え、同条に次の二項を加える。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から十五年をもつて終了する。

(関連意匠の意匠権の移転)

第二十一条 本意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

2 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

第二十七条第一項に次の二号を加える。

ただし、本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対しても同時に設定する場合に限り、設定することができる。

第二十七条第一項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

第二十八条第三項に後段として次の二項を加える。

この場合において、同条第一項中「第七十九条」とあるのは、「意匠法第二十九条若しくは第二十九条の二」と読み替えるものとする。

第二十九条の次に次の二項を加える。

(先願による通常実施権)

第二十九条の二 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠の設定の登録の際に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者又はその事業の準備をしてている者(前条に該当する者を除く)は、次の方のいずれにも該当する場合に限り、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠について通常実施権を有する。

一 その意匠登録出願の日前に、自らその意匠又はこれに類似する意匠について意匠登録出願をし、当該意匠登録出願に係る意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者であること。

二 前号の自らした意匠登録出願について、その意匠登録出願に係る意匠が第三条第一項各号の一に該当し、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した者であること。

第三十九条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「通常」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条の前に次の二項を加える。

意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、その譲渡した物品の数量(以下この項に

おいて「譲渡数量」という。)に、意匠権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、意匠権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を意匠権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第四十二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「又は第一項」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十三条第一項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「又は同条第一項の登録料」を削る。

第四十八条第一項第一号中「第三条」の下に「第三条の二」を加え、「第八条第二項」を削り、「第十条第一項」を「第十条第二項」に改める。

第四十九条第一項中「類似意匠の意匠登録を除く。以下この項において同じ。」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第六十三条第一号中「又は願書」を「願書」に改め、「見本」の下に「又は意匠登録出願の審査に係る書類」を加え、同条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 第四十八条第一項の審判又はその審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密をいう。)が記載された旨の申出があつたもの

五 個人の名義又は生活の平穡を害するおそれがあるもの

第六十三条に次の二項を加える。

2 特許庁長官は、前項第一号から第五号まで掲げる書類、ひな形又は見本について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類、ひな形又は見本を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第六十六条第二項第二号中「確定審決」の下に「(意匠権の設定の登録がされたものに限る。」を加え、同項第四号中「確定判断」の下に「意匠権の設定の登録がされたものに限る。」を加え、同条に次の二項を加える。

3 前項に規定するもののか、第六条第二項後段の規定に該当することにより意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その意匠登録出願について、その意匠登録出願に係る事項を意匠公報に掲載しなければならない。この場合において、その意匠登録出願の中に第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠登録出願があるときは、すべての意匠登録出願に関する第三号に掲げる事項は、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した日から同項の規定により指定した期間(秘密にすることを請求した意匠登録出願が以上ある場合には、そのうち最も長い期間)の経過後遅滞なく掲載するものとする。

二 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

三 願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容

四 前号に掲げるもののほか、必要な事項第六十七条第一項第五号から第八号までの規定中「第六十三条」を「第六十三第一項」に改める。

第六十九条第二項を削る。

第七十四条中「第六十九条第一項、第七十条又は第七十一条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に對し、」を「に對して当該各号で改める罰金刑を、その人に対して」に改め、同

条に次の各号を加える。

一 第六十九条 一億円以下の罰金刑

二 第七十一条又は第七十一条 各本条の罰金  
百円」を削り、同表第二号中「類似意匠にあつては、八千  
つては、一千六百円」を削る。

刑

別表第一号中「類似意匠にあつては、八千  
百円」を削り、同表第二号中「類似意匠にあつては、一千六百円」を削る。

第四条 意匠法の一部を次のように改正する。

第四十二条中第三項を第五項とし、第二項の  
次に次の二項を加える。

3 第一項の登録料は、意匠権が国と国外の  
者との共有に係る場合であつて持分の定めが  
あるときは、同項の規定にかかわらず、同項  
に規定する登録料の金額に国外の者の持分  
の割合を乗じて得た額とし、國以外の者がそ  
の額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した登録料の金額に  
十円未満の端数があるときは、その端数は、  
切り捨てる。

第六十七条中第六項を第八項とし、第五項を  
第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次  
に次の二項を加える。

4 意匠権又は意匠登録を受ける権利が國と國  
以外の者との共有に係る場合であつて持分の  
定めがあるときは、國と國以外の者が自己の  
意匠権又は意匠登録を受ける権利について第  
一項又は第二項の規定により納付すべき手數  
料（政令で定めるものに限る。）は、これら  
の規定にかかわらず、これらに規定する手數  
料の金額に國以外の者の持分の割合を乗じて  
得た額とし、國以外の者がその額を納付しな  
ければならない。

5 前項の規定により算定した手数料の金額に  
十円未満の端数があるときは、その端数は、  
切り捨てる。

（商標法の一部改正）

第五条 商標法（昭和三十四年法律第二百一十七号）  
の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「特許法第四十三条规定」を「特

許法第四十三条第一項から第四項まで」に改め  
る。

第十七条の二第一項中「第五十五条の二第二  
項（第六十条の二第二項）を「第五十五条の二  
第三項（第六十条の二第二項）に改める。

第十八条第四項に次の二項を加える。

ただし、個人の名譽又は生活の平穏を害す  
るおそれがある書類又は物件及び公の秩序又  
は善良の風俗を害するおそれがある書類又は  
物件であつて、特許庁長官が秘密を保持する  
必要があると認めるものについては、この限  
りでない。

第十八条に次の二項を加える。

5 特許庁長官は、個人の名譽又は生活の平穏  
を害するおそれがある書類又は物件であつ  
て、前項ただし書の規定により特許庁長官が  
秘密を保持する必要があると認めるもの以外  
のものを総覽に供しようとするときは、当該  
書類又は物件を提出した者に対し、その旨及  
びその理由を通知しなければならない。

第二十条の見出し中「更新登録」の下に「の  
申請」を加える。

第三十二条第一項中「第五十五条の二第二項  
(第六十条の二第一項)を「第五十五条の二第一  
項（第六十条の二第二項）に改める。

第三十八条第三項中「こえる」を「超える」  
に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中  
「通常」を削り、同項を同条第三項とし、同条  
三項（第六十条の二第二項）に改める。

第三十九条第一項中「第五十五条の二第二項  
(第六十条の二第一項)を「第五十五条の二第一  
項（第六十条の二第二項）に改める。

第三十九条第一項に次の二項を加える。

商標権者又は専用使用権者が故意又は過失  
により自己の商標権又は専用使用権を侵害し  
た者に対しその侵害により自己が受けた損害  
の賠償を請求する場合において、その者がそ  
の侵害の行為を組成した商品を譲渡したとき  
は、その譲渡した商品の数量（以下この項に  
おいて「譲渡数量」という。）に、商標権者  
又は専用使用権者がその侵害の行為がなけれ  
ば販売することができた商品の単位数量當た

りの利益の額を乗じて得た額を、商標権者又  
は専用使用権者の使用の能力に応じた額を超  
えない限度において、商標権者又は専用使用  
権者が受けた損害の額とすることができる。

ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する  
数量を商標権者又は専用使用権者が販売する  
ことができないとする事情があるときは、当  
該事情に相当する数量に応じた額を控除する  
ものとする。

第四十条中第四項を第六項とし、第三項の次  
に次の二項を加える。

4 第一項又は第二項の登録料は、商標権が國  
と國以外の者との共有に係る場合であつて持  
分の定めがあるときは、これらに規定する登  
録料の金額に國以外の者の持分の割合を乗  
じて得た額とし、國以外の者がその額を納付  
しなければならない。

5 前項の規定により算定した登録料の金額に  
十円未満の端数があるときは、その端数は、  
切り捨てる。

第四十一条の二第五項中「及び第四項」を「か  
ら第六項まで」に改める。

第四十六条の二第二項中「無効にする旨」を  
「無効にすべき旨」に改める。

第五十五条の二第二項を第三項とし、第一  
項に改め、同項を同条第四項とし、同条  
二第二項を削り、同項を同条第三項とし、同条  
三項（第六十条の二第二項）に改める。

第五十六条の二第二項を第三項とし、第一  
項に改め、同項を同条第四項とし、同条  
二第二項を削り、同項を同条第三項とし、同条  
三項（第六十条の二第二項）に改める。

二項、第百三十二条第三項、第百五十四条、  
第百五十五条第一項並びに第百五十六条並び  
に第五十五条第二項において準用する同法第  
百五十五条第三項の規定は、確定した取消決  
定に対する再審に準用する。

第六十三条第一項中「第五十五条の二第二  
項（第六十条の二第一項）を「第五十五条の二  
第三項（第六十条の二第二項）に改める。

第六十五条の七第三項中「及び第四項」を「か  
ら第六項まで」に改める。

第六十六条に次の二項を加える。

4 第二十条第四項の規定により商標権が消  
滅したものとみなされた場合において、第二十  
一条第二項の規定により回復した当該商標権  
に係る防護標章登録に基づく権利の効力は、  
第二十条第二項に規定する更新登録の申請を  
することができる期間の経過後第二十一条第  
一項の申請により商標権の存続期間を更新し  
た旨の登録がされる前における次条各号に掲  
げる行為には、及ばない。

第六十八条第四項中「同項第四号中「条約」  
とあるのは「第六十四条の規定若しくは条約」  
を「同項第五号中「その登録商標が第四条第一  
項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は  
第十六号に掲げる商標に該当するものとなつて  
いるとき」とあるのは「その商標登録が第六十  
四条の規定に違反することとなつたとき」に改  
める。

第六十八条の二中「審査」の下に「、登録異  
議の申立てについての審理」を加える。

第七十一条の次に次の二項を加える。

（商標登録証等の交付）

第七十二条の二特許庁長官は、商標権の設定  
の登録があつたとき、又は防護標章登録に基  
づく権利の設定の登録があつたときは、商標

権者に対し、商標登録証又は防護標章登録証  
を交付する。

2 商標登録証又は防護標章登録証の再交付に  
ついては、通商産業省令で定める。





に改め、同表中第十三年から第十五年までの項、第十六年から第十八年までの項、第十九年から第二十一年までの項及び第二十二年から第二十五年までの項を削る。

(昭和六十年旧特許法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の昭和六十年旧特許法第七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料については、前条の規定による改正後の

昭和六十年旧特許法第七条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

特許料については、前条の規定による改正後の昭和六十年旧特許法第七条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

を

に、

を

る法律(以下「昭和六十二年改正法」という)附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される第一条の規定による改正前の特許法第七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料については、前条の規定による改正後の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される新特許法第七条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例によること。

(平成五年改正法の一部改正)

第十三条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「この法律の施行後に請求される明細書又は」を「特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十一年改正法)と/or)の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第一項の審査又は明細書若しくは」に、「及びこの法律」を「及び平成十年改正法」に、「同項の規定により」を「前項の規定により」に改め、同項の表第四十二条の項中「第一百三十一條から第一百三十三条まで」を「第一百三十二条、第一百三十三条」に改め、「第一百六十六条から第一百七十二条まで」の下に「並びに特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十一年改正法)第一条の規定による改正後の特許法第二百二十二条」を加え、同表中

第六十条	五万円
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条第一項若しくは第五十九条、第五十七条又は第五十八条规定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対する当該各号で定める罰金刑を、その人に対する罰金刑を科する。	五十万円
一 第五十六条第一項 一億円 二 第五十六条第二項 第五十一条又は第五十八条 各本条の罰金刑	五十万円
各本条の罰金刑を科する。	五十万円
一 第五十六条第一項 一億円 二 第五十六条第二項 第五十一条又は第五十八条 各本条の罰金刑	五十万円

(平成八年改正法の一部改正)

第十四条 商標法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「同号」を「同項第四号又は第五号」に改め、同条第三項を削る。

附則第八条第一項中「第二十二条第一項第一号」を「第二十二条第一号」に改める。

附則第十五条第一項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、「割増登録料」の下に「並びに特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十一年改正法)第五条の規定による改正後の商標法第四十条第四項から第六項まで」を加える。

(弁理士法の一部改正)

第十五条 弁理士法(大正十年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第一百九十六條第一項、第一百九十七条」を「第一百九十六條乃至」に、「第五十六条第一項、第五十七條」を「第五十六条乃至」に、「第六十九條第一項、第七十条」を「第六十九條乃至」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十五条 弁理士法(大正十年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第一百九十六條第一項、第一百九十七条」を「第一百九十六條乃至」に、「第五十六条第一項、第五十七條」を「第五十六条乃至」に、「第六十九條第一項、第七十条」を「第六十九條乃至」に改める。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第十八条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「第七項まで」を「第九項まで」に改める。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第十八条第四項中「第七項まで」を「第九項まで」に改める。

理由

最近における技術開発成果等の迅速かつ十分な保護の要請に的確に対処し、適切な工業所有権の保護の強化を行うとともに、工業所有権制度の国際的調和を図るため、損害額の算定方式の見直し、創造的デザインの保護強化等の権利保護の強化、電子手続の拡大等の早期保護の実現、特許料の引下げ等の出願人と権利者の利便性の向上及び負担の軽減等により特許その他の工業所有権制度全般にわたり改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





平成十年四月十日印刷

平成十年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F